

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 三重県四日市市中村町2416番地の7
氏名又は名称 株式会社益生小型運送
(代表者氏名) 代表取締役 伊藤 達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

四日市市長 森 智 広



許可の年月日 令和 6年 4月 1日

許可の有効年月日 令和 8年 3月31日

1. 事業の範囲

- ・事業系一般廃棄物（一時多量の一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物を除く。）
- ・一時多量の一般廃棄物

2. 許可の条件

- ・四日市市廃棄物搬入管理要綱を遵守すること。
- ・一時多量の家庭系一般廃棄物は、排出者が作成した一時多量家庭系廃棄物排出元確認書を四日市市クリーンセンターに搬入する際に提出すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成18年 4月 1日 新規許可
令和 4年 4月 1日 更新許可

様式第9号（第10条、第12条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証

桑名市 許可番号 環 第 2 号

住 所 三重県四日市市中村町2416番地の7

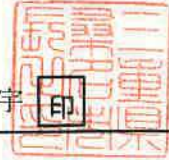
氏 名 株式会社 益生小型運送

（法人にあつては名称）
及び代表者の氏名 代表取締役 伊藤 達也 様

桑名市廃棄物の適正処理に関する条例施行規則（第10条）
（第12条）の規定により、
次のとおり許可する。

令和6年3月4日

桑名市長 伊藤 徳宇



許可の年月日	令和6年4月1日
許可の有効期限	令和8年3月31日
事業の範囲	一般廃棄物（塵芥）収集運搬 （事業計画書のとおり）
許可の条件	<ol style="list-style-type: none">1. 収集運搬は、事業系の一般廃棄物及び一時多量の一般廃棄物（市が収集できないもの）に限る。 〔但し、医療関係機関からの発生廃棄物については、非感染性一般廃棄物に限る。〕2. 特別管理一般廃棄物は除く。3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び同法施行令、施行規則の規定を遵守する。4. 桑名市廃棄物の適正処理に関する条例、及び同条例施行規則を遵守すること。5. 桑名市一般廃棄物処理計画に従うこと。6. 令和6年度一般廃棄物搬入承認書を提出すること。7. 許可の更新を受けようとするときは、条例施行規則第28条に基づく実績報告がなされており、且つ、収集運搬が反復継続して行われていること。
許可の更新・変更の状況	更新

様式第7号（第10条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証

許可番号い環境 第 0639 号

令和 6 年 3 月 12 日

住 所 三重県四日市市中村町2416番地7

氏 名 株式会社益生小型運送
代表取締役 伊藤 達也 様

いなべ市長 日 沖



令和 6 年 2 月 27 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可します。

事業の 範囲	事業の内容	一般廃棄物収集運搬業
	一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（引越し等一時的業務含む）
業務の 区域		いなべ市全域
許可の 有効期限		令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日
許可の 条件		別紙のとおり
備 考		

許可番号第27号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 四日市市中村町 2416 番地の 7
氏名 株式会社 益生小型運送
代表取締役 伊藤 達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に
基づく許可を受けた者であることを証する

鈴鹿市長 末松 則子




- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| 1 許可の年月日 | 令和6年4月1日 |
| 2 許可の有効期限 | 令和8年3月31日 |
| 3 事業の範囲 | |
| (1) 事業の区分 | 一般廃棄物収集運搬 (積替保管を除く) |
| (2) 取扱い廃棄物の種類 | 一般廃棄物 (ごみ)
(特定家庭用機器再商品化法の対象品目を除く) |
| (3) 事業の区域 | 鈴鹿市内全域 |
| 4 許可の条件 | 裏面記載のとおり |

許 可 条 件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の関係法令、本許可条件及び廃棄物処理施設の職員の指示を遵守すること。関係法令及び本許可条件に違反した場合や職員の指示に従わない場合は、事業の停止又は許可の取消しを行う。
- 2 一般廃棄物収集運搬業許可申請書（第4号様式）及び添付書類の記載事項（収集運搬車両等）に変更が生じた場合は、速やかに一般廃棄物処理業変更届出書（第13号様式）を提出すること。
- 3 鈴鹿市外において収集した廃棄物を鈴鹿市清掃センター及び鈴鹿市不燃物リサイクルセンターへ搬入しないこと。
- 4 収集先（排出者）に対して、分別の徹底を周知し、廃棄物の積替保管は行わないこと。また、分別が不完全な廃棄物を鈴鹿市清掃センター及び鈴鹿市不燃物リサイクルセンターへ搬入しないこと。
- 5 鈴鹿市一般廃棄物処理計画に適合した業務を行うこと。
- 6 毎月の業務実績を翌月の10日までに業務実績報告書（第18号様式）により報告すること。
- 7 添付の指示事項の内容を遵守すること。



一般廃棄物収集運搬業許可証	
住 所	四日市市中村町2416番地の7
氏 名	株式会社益生小型運送
許可番号	第 38 号
許可年月日	令和 6年 4月 1日
有効期限	自 令和 6年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日
取り扱う 一般廃棄物	事業系： 紙屑、厨雑芥 家庭系： 引越時一時多量ごみ
収集区域	川越町地内 ただし、作業範囲は申請書に添付の作業計画書のと おりとする
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に より上記のとおり許可する。	
三重郡川越町長	城 田 政 幸 



様式第6号（第8条関係）

許 可 証

朝廃第 収36 号

住 所 四日市市中村町2416番地の7

名 称 株式会社 益生小型運送

代表者氏名 代表取締役 伊藤 達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項の規定により、一般廃棄物収集運搬業について、朝日町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり許可したことを証する。

令和6年3月11日

朝日町長 矢野 純 男



許可内容

業 務 の 種 別	一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業
事 業 区 域	朝 日 町 地 内
取 扱 一 般 廃 棄 物	事 業 系 一 般 廃 棄 物
有 効 期 限	令 和 6 年 4 月 1 日 ～ 令 和 8 年 3 月 3 1 日
備 考	<p>【許可条件】</p> <p>①事業区域等は、提出した調書及び作業計画書のとおりとすること。</p> <p>②廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則を遵守すること。</p> <p>③朝日町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同規則を遵守すること。</p> <p>④朝日町一般廃棄物処理計画に従うこと。</p>



第13号様式

許可証

菰野町指令 第 36 号

住 所 四日市市中村町 2416 番地の 7

名 称 株式会社 益生小型運送

代表者名 伊 藤 達 也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び菰野町廃棄物の減量推進及び適正処理並びに環境保全に関する条例第44条第6項の規定により次のとおり許可したことを証する。

令和6年3月21日

菰野町長 諸 岡 高 幸



許可内容

業務の種別	一般廃棄物収集運搬業
事業区域	菰野町地内 ただし、作業範囲は申請書に添付の作業計画書のとおりとする
取扱う 一般廃棄物	ごみ (特別管理一般廃棄物は除く)
備 考	収集廃棄物の焼却処分・車両の積み置きはしないこと
有効期間	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日まで

許可証

東員指令第 450 号

発行日 令和6年3月8日

住 所 三重県四日市市中村町2416番地の7
氏名又は名称 株式会社益生小型運送
代表者氏名 伊藤 達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により一般廃棄物収集運搬について次のとおり許可する。

東員町長 水谷 俊郎



許可内容

業種の区別	一般廃棄物収集運搬業
事業の区域	東員斎奉閣、三重交通(株)桑名営業所、(有)水谷畳店、(有)モリワキ、(株)フォークローバーダスキン東員支店、サトウ歯科医院、シグマー技研(株)、東員町内一般家庭ごみ
取り扱う一般廃棄物	一般廃棄物
備考	更新
有効期間	令和6年4月1日 ~ 令和8年3月31日